

別紙－4 監視計画

(1) 監視の項目

監視の項目は、以下に掲げる項目とする。

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

- ①海洋投入処分をした廃棄物の数量について
- ②廃棄物の判定基準への適合状況について

2) 海域の状況について

(2) 監視の方法

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき海洋投入処分した廃棄物の数量を確認する。また、廃棄物処理記録簿に記載されたGPSによる排出開始時及び排出終了時の排出位置を確認する（表4.1参照）。

また、排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。

②廃棄物の判定基準への適合状況

単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。（監視報告には、申請時の内容に従って浚渫等を実施したことを示すため、判定基準への適合状況の確認を行った点及びその単位期間の浚渫区域を図示する。）

なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する（表4.1参照）。

表 4.1 監視の方法と頻度（海洋投入処分の実績に関する事項について）

監視項目	監視の方法	監視の頻度
①海洋投入処分をした廃棄物の数量について	排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する。	単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより確認する。
②廃棄物の判定基準への適合状況について	単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。なお、判定基準に適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。	海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫区域への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

2) 海域の状況

海域の状況については、事前評価において現況の把握を行った調査項目に関し、把握した現況からの変化が生じているか否かについて、調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集により把握する。

なお、資料の継続的な収集が難しい場合は、専門家やその他の知見を有する者からの聴取等も行う。

ただし、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境については、資料の継続的な収集により海洋投入処分後の現況把握が難しい場合、現地調査により状況の把握を行う（表4.2参照）。

表 4.2 監視の方法と頻度（海域の状況について）

監視項目		監視の方法	監視の頻度
水環境	海水の濁り	排出船より当該排出海域への土砂投入前および土砂投入後に、排出船およびその近傍において濁度調査を実施し、当該排出海域への影響を把握する。	土砂投入時は毎回、濁度調査を実施する。
	有害物質等による海水の汚れ	調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理により現況からの変化が生じているか否かについて把握する。 資料の継続的な収集によって、海洋投入処分後の現況把握がむずかしい場合は、現地調査を行って把握する。	当該許可に基づく海洋投入処分中間期及び終了後の2回実施する。
海底環境	底質の有機物質の量		
	有害物質等による底質の汚れ		
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態		
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態		
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	
	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況		
	漁場としての利用状況		
	沿岸における主要な航路としての利用状況		
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況		

（注）中間期：海洋投入処分1年目終了時点

(3) 監視の頻度

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1) ①に定めるところにより確認する。

②廃棄物の判定基準への適合状況

海洋投入処分実施前に、判定基準の適合状況を(2)1) ②に定めるところにより確認する。また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫区域の新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

監視の方法と監視の頻度は、前出の表4.1に示すとおりである。

2) 海域の状況

当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期である海洋投入処分終了後に1回実施する。また、許可期間が3年を超えるため、総括的監視に加え中間的な監視を1回実施する。

監視の方法と監視の頻度は、前出の表4.2に示すとおりである。

なお、監視を実施した後、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。

特に、判定基準の適合状況の監視結果について、監視を実施した時は、その都度、速やかに報告する。